

報告事項ツ

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について、別紙のとおり報告  
します。

平成26年7月15日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月 8 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 8 号

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改 正 後                |        | 改 正 前           |        |
|----------------------|--------|-----------------|--------|
| 別表第 2（第18条関係）        |        | 別表第 2（第18条関係）   |        |
| 附属機関                 | 庶務担当機関 | 附属機関            | 庶務担当機関 |
| 略                    |        | 略               |        |
| <b>鳥取県運動部活動推進委員会</b> | 体育保健課  | 鳥取県学校の防災教育推進委員会 | 体育保健課  |
| 鳥取県学校の防災教育推進委員会      |        |                 |        |
| 略                    |        | 略               |        |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。